

みよし市自治基本条例改正(案)

について意見を募集します

市民が主役のまちづくりのルールとして、平成20年に「みよし市自治基本条例」が施行されました。今年で5年を経過するため、みよし市では実情に即した条例となるように見直し、改正を行います。その原案ができましたので、今回の特集では、改正内容を中心に、パブリックコメント制度により、皆さんからのご意見を募集します。

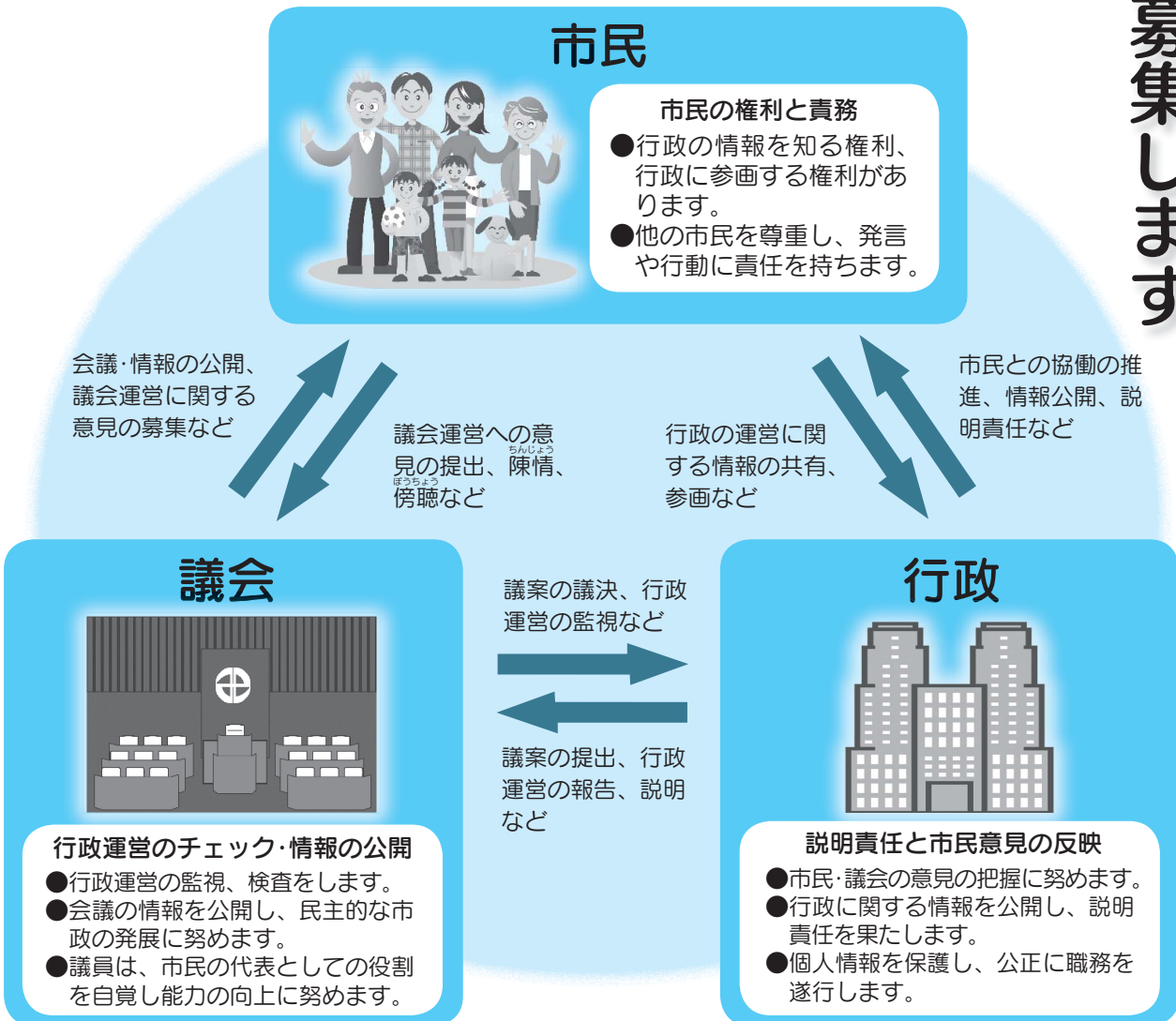
自治基本条例とは

自治基本条例は、一般的に「まちの憲法」といわれ、まちの最高法規として、行政執行における最も基礎的な基準となる事項を掲げています。そしてこの条例は『市民が主役のまちづくり』を進めるためのみんなのルールです。

自治基本条例の理念

「市民憲章を尊重し」「市民一人一人が主体的に考え、自らの責任で行動し」「市民、議会、執行機関が協働して」「みよし市が自主自立のまちづくりを進めることを基本理念としています。協働によるまちづくりを進めるためには、市民、議会、行政の三者がお互いの意思を尊重しながら、それぞれの役割を担うことが重要です(下図を参照)。

協働によるまちづくりのイメージ図



パブリックコメント募集期間
7月1日(月)から8月2日(金)まで
お問い合わせ＝協働推進課
☎(33)80025 内(76)5702

パブリックコメント制度

みよし市自治基本条例改正(案)について意見を募集します

改正の内容

みよし市自治基本条例では、施行後5年を超えない期間ごとに内容について検討し、必要が生じた場合には見直しを行うことになっています。見直しに当たっては、市役所内部での検討の他に、市内の市民団体代表者で構成する「みよし市自治基本条例検討ネットワーク会議」でも検討され、次の意見が出されました。

☆大規模災害や犯罪などに対する危機管理に関する規定を追加する

平成23年3月に発生した東日本大震災を教訓に、この地方でも近い将来に発生が予測されている「東海・東南海地震」などに対し、日ごろから備えておくことが必要です。また、近年この地域においても多発している犯罪などについても、事前の対策が必要なため、「危機管理」に関する規定を追加するべきであると考えます。

(災害・犯罪等への危機管理)

第21条 市民、議会及び市長その他の執行機関は、災害・犯罪等非常の事態に對し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、お互いに協力し、連携を図ります。

2 市民は、災害・犯罪等の発生時に自らを守る努力をすることともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害・犯罪等に対応するよう努めます。

☆みよしの将来を見据えた前文にする

みよしの将来においても、本条例が市民が主役のまちづくりを進めるためのみんなのルールとなるように、前文を変更するべきであると考えます。

(変更前)

①21世紀を迎えた今日、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たちが、……

②「三好らしさ」を未来へと伝え、……

(変更後)

①自治の担い手である私たちは、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、……

②「みよしらしさ」を未来へと伝え、……

改正により期待すること

災害や犯罪などに対する備えや、有事の際に行う避難・救助活動などは、自分の身は自分で守る「自助」が基本となりますが、いざという時には、周りとの連携・協力を「共助」が重要です。

行政機関も不測の事態に備え、総合的・機動的な危機管理体制の整備や未然防止策を講じてはいますが、市民の皆さんも、今回の条例の見直しをきっかけに自分自身や大切な家族、地域の人たちを守るため、自ら備えるとともに、お互いに協力して対応できるように協力をお願いします。

●皆さんのご意見をお聴かせください●

「みよし市自治基本条例改正(案)」に対する皆さんのご意見をお聴かせください。なお、詳しい内容は、みよし情報プラザ(市役所1階)、サンネット、またはみよし市ホームページ(<http://www.city.aichi-miyoshi.lg.jp>)でご覧になれます。

▶意見の提出方法 = 7月1日(月)から8月2日(金)までに住所・氏名・電話番号を明らかにして、協働推進課へ次のいずれかの方法で(様式は任意)



- ①郵便…〒470-0295(住所記入不要)
- ②電子メール…✉kyodo@city.aichi-miyoshi.lg.jp
- ③ファクス…☎(76)5702 ④直接
- ▶問い合わせ = 協働推進課 ☎(32)8025 ☎(76)5702

